

令和5年度  
養父市公営企業審議会資料  
(第6回)



令和5年4月25日（火）

まち整備部 上下水道課

1. 前回の確認事項について		
国、地方公共団体等の消費税計算の特例	.....	3
新規水道メーター設置について	.....	3
基本料金と従量料金の配分方法	.....	4
2. 水道料金改定に向けて		
水道料金改定の内容	.....	5



## 国、地方公共団体等の消費税計算の特例

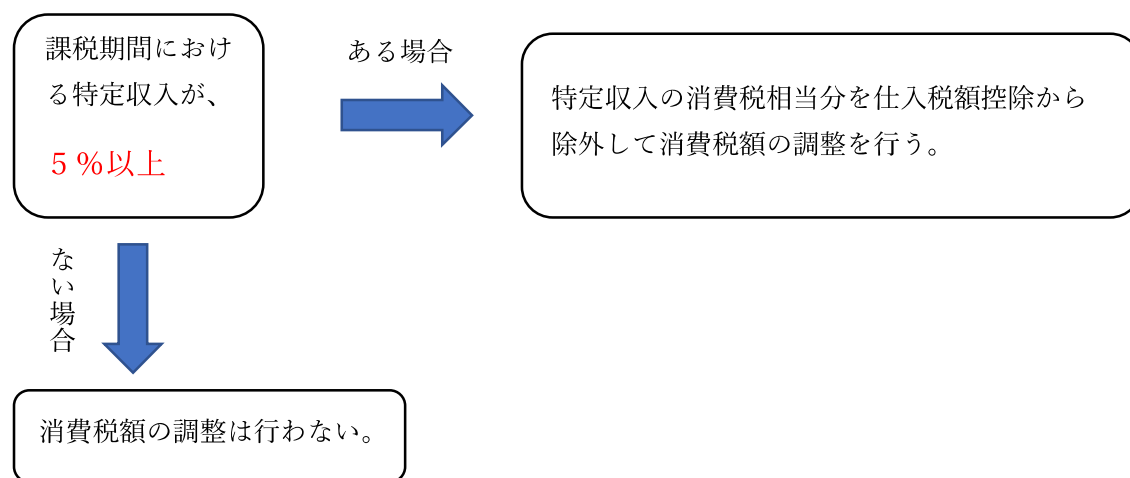
対象：国・地方公共団体の特別会計等

内容：特定収入割合が5%以上あれば、以下のとおり消費税額の調整を行う。

通常の場合の計算 収入分の消費税－支出分の消費税（仕入税額控除）＝消費税の納付額

特例の場合の計算

$$\text{収入分の消費税} - (\text{支出分の消費税 (仕入税額控除)} - \text{特定収入の消費税相当分}) = \text{消費税の納付額}$$



料金改定を行う水道事業については、課税期間における特定収入が基本的に5%以下であるため特例措置の適用はしておらず、消費税額の調整は行っていないため料金改定への影響はありません。

## 新規水道メーター設置について

平成30年度から令和4年度までに新規で設置をした水道メーター件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
件数	44	26	41	23	38	172

新規で設置したメーターの用途別件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
一般	36	23	40	21	36	156
営業	8	3	1	2	2	16

## 基本料金と従量料金への配分方法

分解された費用総括原価は、準備料金（固定的な料金：**基本料金**に該当）、水量料金（変動的な料金：**従量料金**に該当）に配分する。

図表-1 準備料金（基本料金）と水量料金（従量料金）への配分方法



- ① 需要家費は、全額準備料金（基本料金）  
※ 需要家数に比例して増減する費用（検針に係る費用など）
- ② 固定費は、施設能力と平均給水量の差の比相当額を準備料金（基本料金）に対して配分し、その他については水量料金（従量料金）  
※ 施設を適切に維持していくために固定的に発生する費用（施設の維持管理費、減価償却費、支払利息など）
- ③ 変動費は、全額水量料金（従量料金）  
※ 水道使用量の増減に比例して発生する費用（薬品費、動力費など）

## 水道料金改定の内容

- ① 料金の算定期間を令和6年度から10年度とする。
- ② 上記の算定は令和6年度から15年度の収支見通しで算定する。  
令和6年度から10年度間の必要額  
総額3億2千5百万円：（6千5百万円/年）
- ③ 料金体系は、現行と同じく基本料金と従量料金の二部料金制とする。
- ④ 市内の経済状況を勘案し、大口使用者には過大な料金負担が生じないように配慮した料金体系とし、最大従量料金（200円）については変更しない。
- ⑤ 少量使用者間の公平性を図るための基本水量の見直しを行う。  
ただし、市民生活への影響を緩和するために、10<sup>m</sup>以下の従量料金区分を新規に設ける場合は新規区分の従量料金を最小限に抑えるように配慮する。
- ⑥ 口径φ20mm以下を一般家庭用、口径φ25mm以上を事業用と仕分けを行い検討する。
- ⑦ 口径φ25mm以上の基本料金は、各口径毎に概ね均等な率で値上げする。
- ⑧ 口径φ13mmとφ20mmの使用水量51<sup>m</sup>以上は事業用とみなし、最大従量料金を課す。
- ⑨ 基本料金は、10円単位で丸めた値とする。

※ 上記赤文字は未確定事項であり今後の協議で決定していく。